

議案第10号

町田市立学校の通学区域に関する規則等の
一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2024年7月5日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、2024年7月15日に南大谷地区、東玉川学園三丁目地区及び東玉川学園四丁目地区における住居表示の実施のために町区域を新設することに伴い、同地区に存する市立学校の通学区域の表記を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の通学区域に関する規則等を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

南大谷地区、東玉川学園三丁目地区及び東玉川学園四丁目地区における住居表示の実施のために町区域を新設することに伴い、同地区に存する市立学校の通学区域の表記を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 町田第一小学校、町田第二小学校、町田第三小学校、町田第六小学校及び南大谷小学校の通学区域の表記を改めます。(別表第1関係)
- (2) 町田第一中学校、町田第二中学校及び南大谷中学校の通学区域の表記を改めます。(別表第2関係)

3 施行期日

令和6年7月15日から施行します。

4 補足説明

この規則の施行の日時点で未施行である町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(令和6年4月町田市教育委員会規則第4号)においてこの規則により改正する箇所と同じ箇所を改正しているため、第2条で当該一部改正規則について必要な改正を行っています。

町田市立学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(町田市立学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 町田市立学校の通学区域に関する規則（昭和34年7月町田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表		別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、旭町二丁目、本町田、 <u>南大谷三丁目</u> の各一部	町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、旭町二丁目、本町田、 <u>南大谷</u> の各一部
町田第二小学校	原町田三、四丁目、高ヶ坂一丁目の全部、原町田一、二、五丁目、 <u>南大谷一丁目</u> 、高ヶ坂二、三丁目の各一部	町田第二小学校	原町田三、四丁目、高ヶ坂一丁目の全部、原町田一、二、五丁目、 <u>南大谷</u> 、高ヶ坂二、三丁目の各一部
町田第三小学校	旭町三丁目の全部、本町田、 <u>南大谷三、四丁目</u> の各一部	町田第三小学校	旭町三丁目の全部、本町田、 <u>南大谷</u> の各一部
略	略	略	略
町田第六小学校	<u>南大谷の全部、本町田、南大谷一、二、三、七丁目</u> 、高ヶ坂三、五丁目の各一部	町田第六小学校	本町田、 <u>南大谷</u> 、高ヶ坂三、五丁目の各一部
南大谷小学校	玉川学園八丁目、 <u>南大谷五、六丁目</u> 、東玉川学園三、四丁目の全部、本町田、 <u>南大谷一、二、三、四、七丁目</u> 、東玉川学園一丁目、西成瀬一、二、三丁目、高ヶ坂四丁目の各一部	南大谷小学校	玉川学園八丁目、東玉川学園三、四丁目の全部、本町田、 <u>南大谷</u> 、西成瀬一、二、三丁目、高ヶ坂四丁目、 <u>東玉川学園一丁目</u> の各一部
略	略	略	略
別表第2（第2条関係） 町田市立中学校通学区域表		別表第2（第2条関係） 町田市立中学校通学区域表	
学校名	通学区域	学校名	通学区域

町田第一中学校	森野一、二、三、五丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一、三丁目の全部、森野四、六丁目、旭町二丁目、本町田、 <u>南大谷三、四丁目</u> の各一部
町田第二中学校	原町田三、四、五、六丁目、 <u>南大谷</u> 、高ヶ坂一、二、三、五、六丁目の全部、原町田一、二丁目、本町田、 <u>南大谷一、二、三、七丁目</u> 、成瀬八丁目、西成瀬一丁目、高ヶ坂四、七丁目の各一部
略	略
南大谷中学校	玉川学園一、二、三、六、七、八丁目、 <u>南大谷五、六丁目</u> 、東玉川学園三、四丁目の全部、玉川学園四、五丁目、本町田、 <u>南大谷一、二、三、四、七丁目</u> 、 <u>東玉川学園一丁目</u> 、西成瀬一、二、三丁目、高ヶ坂四丁目の各一部
略	略

町田第一中学校	森野一、二、三、五丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一、三丁目の全部、森野四、六丁目、旭町二丁目、本町田、 <u>南大谷</u> の各一部
町田第二中学校	原町田三、四、五、六丁目、高ヶ坂一、二、三、五、六丁目の全部、原町田一、二丁目、本町田、 <u>南大谷</u> 、成瀬八丁目、西成瀬一丁目、高ヶ坂四、七丁目の各一部
略	略
南大谷中学校	玉川学園一、二、三、六、七、八丁目、東玉川学園三、四丁目の全部、玉川学園四、五丁目、本町田、 <u>南大谷</u> 、西成瀬一、二、三丁目、高ヶ坂四丁目、 <u>東玉川学園一丁目</u> の各一部
略	略

(町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（令和6年4月町田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の破線を付した部分について改正する。

改正後		改正前																									
改正後	改正前	改正後	改正前																								
別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表	別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表	別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表	別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田第一小学校</td> <td>原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、本町田、<u>南大谷三丁目</u>の各一部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、本町田、 <u>南大谷三丁目</u> の各一部	[省略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田第一小学校</td> <td>原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、<u>旭町二丁目</u>、本町田、<u>南大谷三丁目</u>の各一部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、 <u>旭町二丁目</u> 、本町田、 <u>南大谷三丁目</u> の各一部	[省略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田第一小学校</td> <td>原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、本町田、<u>南大谷</u>の各一部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、本町田、 <u>南大谷</u> の各一部	[省略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田第一小学校</td> <td>原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、<u>旭町二丁目</u>、本町田、<u>南大谷</u>の各一部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[省略]</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、 <u>旭町二丁目</u> 、本町田、 <u>南大谷</u> の各一部	[省略]	
学校名	通学区域																										
町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、本町田、 <u>南大谷三丁目</u> の各一部																										
[省略]																											
学校名	通学区域																										
町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、 <u>旭町二丁目</u> 、本町田、 <u>南大谷三丁目</u> の各一部																										
[省略]																											
学校名	通学区域																										
町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、本町田、 <u>南大谷</u> の各一部																										
[省略]																											
学校名	通学区域																										
町田第一小学校	原町田六丁目、中町一、二、三、四丁目、旭町一丁目の全部、原町田五丁目、 <u>旭町二丁目</u> 、本町田、 <u>南大谷</u> の各一部																										
[省略]																											

附 則

この規則は、令和6年7月15日から施行する。